

山 口 県
学校における働き方改革加速化プラン
【改訂版】

令和3年（2021年）7月

山口県教育委員会

－ 目 次 －

I 改訂に当たって	P 1
II これまでの取組の状況	P 2
III 新たな目標・期間	P 9
IV 取組の推進体制	P 11
V 取組の柱	P 12
VI 具体的な取組内容	P 13
VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用	P 26

I 改訂に当たって

平成29年12月に、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が取りまとめられたことを踏まえ、県教育委員会では、平成30年3月に「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を策定し、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市町教育委員会と連携しながら、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などに取り組んできました。

さらに、令和元年12月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げすること等を内容とする給特法の改正を踏まえ、本県の条例、規則を改正し、令和2年度から教育職員の時間外在校等時間の上限を「月45時間、年360時間」と定め、業務量の適切な管理を進めているところです。

このような中、令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においても、学校における働き方改革の実現等により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができていることなど、実現すべき教師の理想的な姿を描いています。

本県におけるこれまでの学校における働き方改革推進に向けた取組により、教職員の勤務時間に対する意識の向上や、時間外在校等時間の縮減等の一定の効果が得られたものの、学校では依然として厳しい勤務の実態があることから、これまでのプランに基づく取組の効果と課題を整理し、今後の学校における働き方改革の方向性を取りまとめ、プランを改訂することとしました。

市町教育委員会や学校現場の教職員、その他関係機関の皆様、さらには保護者や地域の皆様方におかれましては、本プランの趣旨を御理解いただき、共に取組を進めていただきますようお願いいたします。

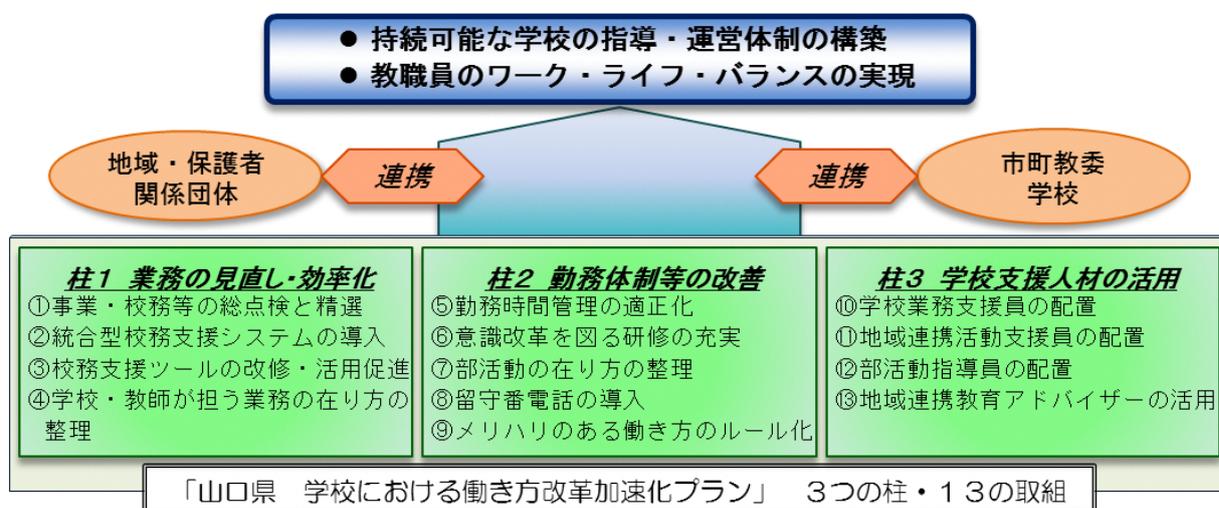
II これまでの取組の状況

1 目標

平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減
 ※平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。

2 プランによる取組（プラン策定：平成30年3月）

「業務の見直し・効率化」「勤務体制の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱と、それを具体化した13の取組を設定し、学校における働き方改革の加速化を図ることとしました。



3 目標の達成状況

[教員一人当たりの1か月の平均時間外業務時間]

	小学校	中学校	県立学校
平成28年度	40.8 時間	56.7 時間	43.6 時間
令和元年度 (平成31年度)	39.0 時間	50.5 時間	36.4 時間
削減率	4.6%削減	11.0%削減	16.5%削減

【参考：令和2年度】

	小学校	中学校	県立学校
令和2年度	37.6 時間	45.9 時間	29.8 時間
平成28年度比 削減率	7.9%削減	19.0%削減	31.5%削減

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業（4・5月）

[目標達成に至らなかった主な要因] (R元年度 県教委調査(全校長・市町教委対象)等による)

【小学校】

- ・新学習指導要領への対応のため、教材研究やカリキュラム編成等の準備が必要となった。

【中学校・高等学校】

- ・令和元年度途中で策定した部活動方針の取組の効果が十分でなかった。
- ・個別の学習指導や進路指導の時間を削減できない状況があった。

【全校種】

- ・大量退職に伴い増加した教職経験年数の短い教員が、綿密な教材研究や授業準備に費やす時間が増加する状況があった。

[取組による効果] (R元・2年度 県立学校長・市町教委へのヒアリングによる)

- ・教職員の勤務時間に対する意識の向上を図ることができた。
- ・管理職の学校組織マネジメントへの意識の向上を図ることができた。
- ・プランの取組を通して保護者や地域の理解が進んできた。

4 各取組の状況(平成30年度～令和2年度)

柱1. 業務の見直し・効率化

① 事業・校務等の総点検と精選

【具体的取組】

○ **各種会議・諸調査の精選・簡素化【毎年度実施】**

- ・県教育委員会各課・室が開催する会議の一体的な開催や各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合を実施(平成18年度～)

学校の業務として教員が出席する会議 H18:96→R1:63 (△33)

業務として教員が回答する調査 H18:93→R1:74 (△19)

- ・教職員を対象とした各種会議・諸調査の年間スケジュールを作成し、各学校に配布

○ **各種事業等の精選・簡素化【毎年度実施】**

- ・県教育委員会における各種事業の総点検及び事業等の精選・簡素化を検討・実施

○ **教育関係団体等への協力依頼【随時実施】**

- ・学校に対する教育関係団体等からの調査や参加・協力依頼の精選・簡素化の協力依頼

② 統合型校務支援システムの導入

※ 統合型校務支援システム:生徒の基本情報、成績処理、出欠管理、保健関係情報などを統合して管理・処理するシステム

【具体的取組】

○ **システム導入に向けた体制構築【平成30年度実施】**

○ **システムの整備・運用【令和元・2年度順次整備、令和3年度全校整備完了予定】**

- ・県立高等学校、県立中等教育学校、県立中学校へ順次導入

③ 校務支援ツールの改修・活用促進

※ 校務支援ツール：小・中学校における通知票や指導要録の作成を支援するためのツール

[具体的取組]

- 校務支援ツールの改修【小学校：令和元年度実施、中学校：令和2年度実施】
 - ・新学習指導要領に対応した内容に改修
- 校務支援ツールの活用促進【毎年度実施】
 - ・市町教育委員会担当者等を対象とした操作に係る研修会を開催

④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理

[具体的取組]

- 学校・教師が担う業務の役割分担等の検討【随時実施】
- 新たな役割分担等に沿った業務の推進【随時実施】

柱2. 勤務体制等の改善

⑤ 勤務時間管理の適正化

[具体的取組]

- ICカード等の整備・活用【平成30年度整備・活用開始】
 - ・県立学校にICカード等を整備
 - ・ICカード等による勤務時間管理集計ファイルをやまぐち総合教育支援センターにおいて開発・配付
- 市町教育委員会への働きかけ【随時実施】
 - ・ICカード等が未導入の市町に対して、県立学校の導入・活用等の情報を提供

⑥ 意識改革を図る研修の充実

[具体的取組]

- 学校における働き方改革に係る研修の充実【平成30年度・令和元年度実施】
 - 平成30年度：管理職対象、参加者総数181名（宇部市教委主催）
 - 令和元年度：管理職・教職員・PTA役員・学校運営協議会委員対象
参加者総数430名（宇部市教委主催）
- やまぐち総合教育支援センター研修の充実【毎年度実施】
 - 平成30年度：チームとしての学校づくり研修講座（参加者総数80名）
 - 令和元年度：学校における働き方改革研修講座（参加者総数68名）
 - 令和2年度：学校における働き方改革研修講座（参加者総数56名）

⑦ 部活動の在り方の整理

[具体的取組]

- **部活動の休養日等を定めた活動方針の策定【平成30年度・令和元年度実施】**
 - ・国の運動部・文化部活動ガイドラインに則り、本県の実情に応じた適切な部活動の休養日及び活動時間等の基準を定めた「運動部活動の在り方に関する方針」(H31.3)、「文化部活動の在り方に関する方針」(R1.8)を策定
- **適切な部活動運営のための体制整備【令和元年度実施】**
 - ・市町教育委員会や学校において、国の運動部・文化部活動ガイドラインや県の方針を踏まえ、休養日や活動時間の設定等を明記した部活動の活動方針を策定
 - ・教員の負担軽減の観点から、部活動指導員を計画的に配置するなど、部活動の運営体制の一層の充実を推進
 - ※ 部活動指導員の配置については「VI 具体的な取組内容 柱3. ⑫」で説明
- **外部団体等と連携した取組の推進【随時実施】**
 - ・学校体育団体等と連携し、大会等の統廃合等を主催者に要請
 - ・運動部活動については、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引(競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など)を積極的に活用し、合理的かつ効率的・効果的な活動に向けた取組を推進

⑧ 留守番電話の導入

[具体的取組]

- **時間外の留守番電話対応【平成30年度整備・対応開始】** ⇒ 全県立学校に整備
- **緊急用携帯電話の整備【平成30年度整備・対応開始】** ⇒ 全県立学校に整備
- **市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】**
 - ・留守番電話が導入されていない市町に対して、県立学校の導入・運用等の情報を提供

⑨ メリハリのある働き方のルール化

[具体的取組]

- **時差出勤の設定【平成29年度実施】**
 - ・県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施
 - ※ 公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分又は1時間、早くする又は遅くする制度を導入
- **最終退校時刻の設定【各校にて随時実施】**
- **ノー残業デーの設定【各校にて随時実施】**
 - ・学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上の「ノー残業デー」(一斉退校日)を設定
 - ※ 部活動休養日と同一日での実施、中学校区単位での小・中学校の連携など
- **学校閉庁日の設定【毎年度実施】** ⇒ 全ての公立学校で実施
 - ・長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校において、8月13日から8月15日までの3日間、学校閉庁日を実施
 - ※ 閉庁期間中は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行わない。

柱3. 学校支援人材の活用

⑩ 学校業務支援員の配置

[具体的取組]

○ 学校業務支援員の配置・支援【毎年度実施】

- ・長時間勤務の実態が認められる小・中学校に、学校業務支援員を配置する市町を支援

※ 学校業務支援員の業務内容については、「VI 具体的な取組内容 柱3. ⑩」で説明

○ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

- ・学校業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、市町教育委員会へ提供

⑪ 地域連携活動支援員の配置

[具体的取組]

○ 地域連携活動支援員の配置・支援【毎年度実施】

- ・学校が行う地域と連携した取組に係る業務を担当する地域連携活動支援員を、モデル中学校区に配置する市町を支援

<地域連携活動支援員の業務内容>

◇学校運営協議会の運営補助(委員との連絡・調整、会議資料の作成、会場の準備、市町教委への報告書作成 等)

◇コミュニティ・スクールに係る来校者や関係機関等との対応窓口

◇コミュニティルームの管理

◇学校支援及び地域貢献活動における外部(地域コーディネーター)との連絡・調整

◇地域住民や関係機関等への広報・啓発(CSだよりの作成・配布、HPの更新)

○ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

- ・地域連携活動支援員の配置により地域連携活動が充実した好事例を取りまとめ、市町教育委員会へ提供

⑫ 部活動指導員の配置

[具体的取組]

○ 部活動指導員の配置・支援【毎年度実施】

- ・適切な休養日や活動時間の設定など部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を促進

- ・部活動指導員を配置する市町を支援

※ 部活動指導員の業務内容(校長の管理下)については、「VI 具体的な取組内容 柱3. ⑫」で説明

○ 部活動指導員の人材確保・育成【毎年度実施】

- ・地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置を促進

- ・部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進

○ 学校体育団体等への要請【随時実施】

- ・部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育団体等の引率規程の改正を要請

⑬ 地域連携教育アドバイザーの活用

[具体的取組]

○ 地域連携教育アドバイザーによる助言・支援【平成30年度～令和2年度】

- ・各学校において、コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の取組の充実に向けた助言・支援
- ・主に学校・家庭・地域の連携・協働による学校課題の解決や、地域のネットワークを生かし、より多くの保護者や地域住民の参画による教育支援活動の充実に向けた取組を推進

<地域連携教育アドバイザーの業務内容>

- ◇学校訪問による管理職等への助言・支援
- ◇学校運営協議会、小・中学校合同の学校運営協議会への参加及び助言・支援
- ◇学校間連携、社会教育団体等との連携促進
- ◇地域研修会の企画・運営及び助言・講話
- ◇教職員・地域住民への好事例の紹介、CSだよりの作成啓発
- ◇市町教育委員会との情報共有
- ◇社会教育主管課と学校教育主管課の連携強化
- ◇公民館等との連携・行政間連携（教育委員会と首長部局）の促進

○ 市町教育委員会への情報提供【平成30年度～令和2年度】

- ・「やまぐち型地域連携教育」の充実により、学校・教職員の負担軽減や子どもと向き合う時間の確保につながった好事例等を、市町教育委員会へ提供

5 本県の時間外在校等時間の現状と課題

(1) 時間外在校等時間の現状（令和2年度）

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間超、80時間超、100時間以上の人数・割合]

区分	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
45時間超	1,451	34.5	1,148	46.4	753	22.1
80時間超	147	3.5	285	11.5	192	5.6
100時間以上	18	0.4	96	3.9	82	2.4

[教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間]

	小学校	中学校	県立学校
平均時間外 在校等時間	37.6 時間	45.9 時間	29.8 時間

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超えた主な理由]

	部活動	生徒指導	学習指導	学年・学級	教材研究	校務分掌	地域連携	予見不能事案	その他
小学校	0.4%	4.6%	3.7%	38.8%	33.8%	16.5%	0.3%	1.1%	0.8%
中学校	24.8%	8.5%	2.7%	23.7%	14.8%	23.4%	0.4%	0.6%	1.2%
県立学校	50.0%	1.3%	2.7%	11.0%	13.1%	19.5%	0.2%	0.4%	2.0%

- ・小学校では、月45時間を超える人数の割合は、34.5%であり、その理由は、「学年や学級の業務のため」「教材研究のため」の割合が高い。
- ・中学校では、月45時間を超える人数の割合は、46.4%であり、その理由は、「部活動の指導のため」「学年・学級の業務のため」「校務分掌の業務のため」の割合が同程度で高い。
- ・県立学校では、月45時間を超える人数の割合は、22.1%であり、その理由については、「部活動の指導のため」が50%となっており、次に「校務分掌の業務のため」の割合が高い。

(2) 今後の課題

(1)に示した「時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超えた主な理由」を踏まえ、各学校において、勤務時間外に行われている「学年や学級の業務」「教材研究」「校務分掌の業務」等について、さらに業務の効率化や削減を検討し、実行していく必要があります。併せて、勤務時間内での業務の遂行が可能となるよう、一層の工夫も必要です。

また、中学校と県立学校における部活動指導についても、更なる取組の改善が求められます。

III 新たな目標・期間

1 目標

令和2年3月に定めた「時間外在校等時間の上限に関する方針」（次ページ）に基づき、学校における働き方改革を推進していきます。

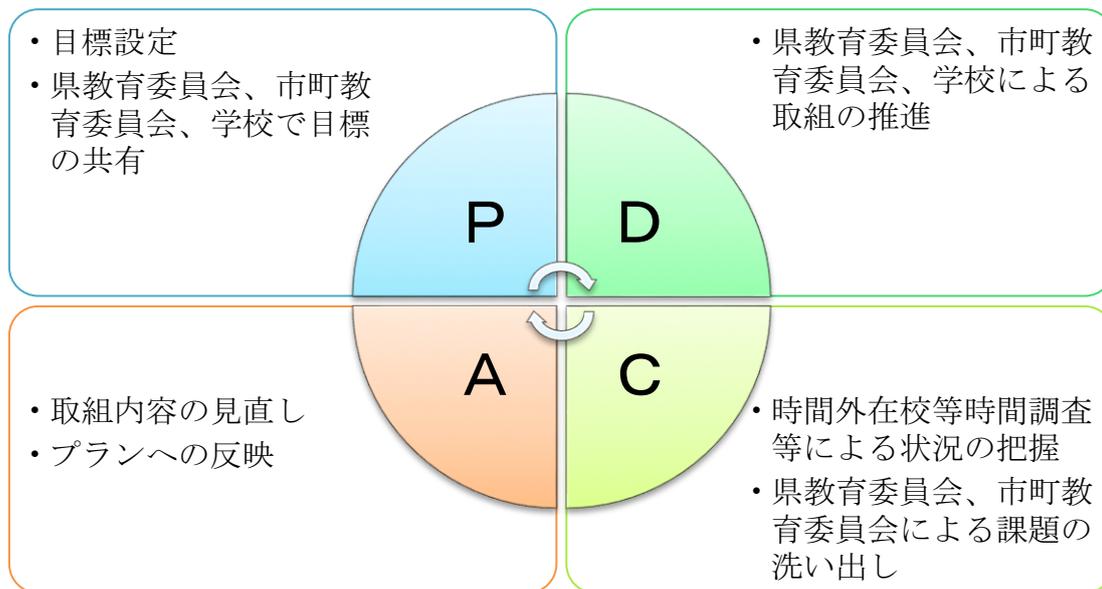
時間外在校等時間の上限方針の遵守
「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%に近づける。」

2 期間等

プランの期間は、当面、令和6年(2024年)3月までとし、以下の視点を踏まえた見直しを行います。

[プランの見直しの視点]

- 時間外在校等時間の状況
- 具体的な取組の検証
- 国の施策 等



[令和2年度の時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える人数の割合]

	小学校	中学校	県立学校
月45時間超	34.5 %	46.4 %	22.1 %
年360時間超	66.6 %	77.3 %	40.2 %

※ 「通常予見することができない業務量の大幅な増加」に伴い臨時的に上限を超えて従事させる必要がある場合は、月100時間未満、年720時間が上限（次ページ）となり、上表は、この場合の人数を含む。

参 考 「時間外在校等時間の上限に関する方針」について

【法改正 (R1.12)】

給特法が改正され、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」の策定について定められました。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」
第7条に規定する指針

【県条例及び規則改正 (R2.03)】

条例において、教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとし、規則において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めました。

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理
その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

教育職員の在校等時間^(※1)から正規の勤務時間を除いた時間が、上限時間を超えない範囲とする。

時間外在校等時間^(※2)の上限時間

1か月について45時間、1年について360時間

臨時的に上限時間を超える場合

「通常予見することができない業務量の大幅な増加^(※3)」に伴い臨時的に上限を超えて従事させる必要がある場合は、次の①②の時間の範囲内とする。その場合も、③④の要件を満たすものとする。

- ① 1か月について100時間未満
- ② 1年について720時間
- ③ 45時間を超える月が1年について6月以内
- ④ 連続する複数月（2～6か月）の平均時間外在校等時間が80時間以内

※ 各市町教育委員会においても同様に規則で規定

※1 在校等時間：教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間（超勤4項目も含む）

<基本とする時間>		○在校している時間
<加える時間>		<除く時間>
① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間		② 勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外の時間（※自己申告による）
		③ 休憩時間

※2 時間外在校等時間：在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間

※3 通常予見することができない業務量の大幅な増加

具体の事案の内容に応じ、教育委員会又は校長が判断。例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合など。

IV 取組の推進体制

学校における働き方改革推進室（県教育委員会）

- 〔構成〕 理事(室長)、教育政策課長(室次長)、関係課長・班長(室員) 等
〔役割〕 改革に係る施策等の企画及び総合調整、進行管理 等

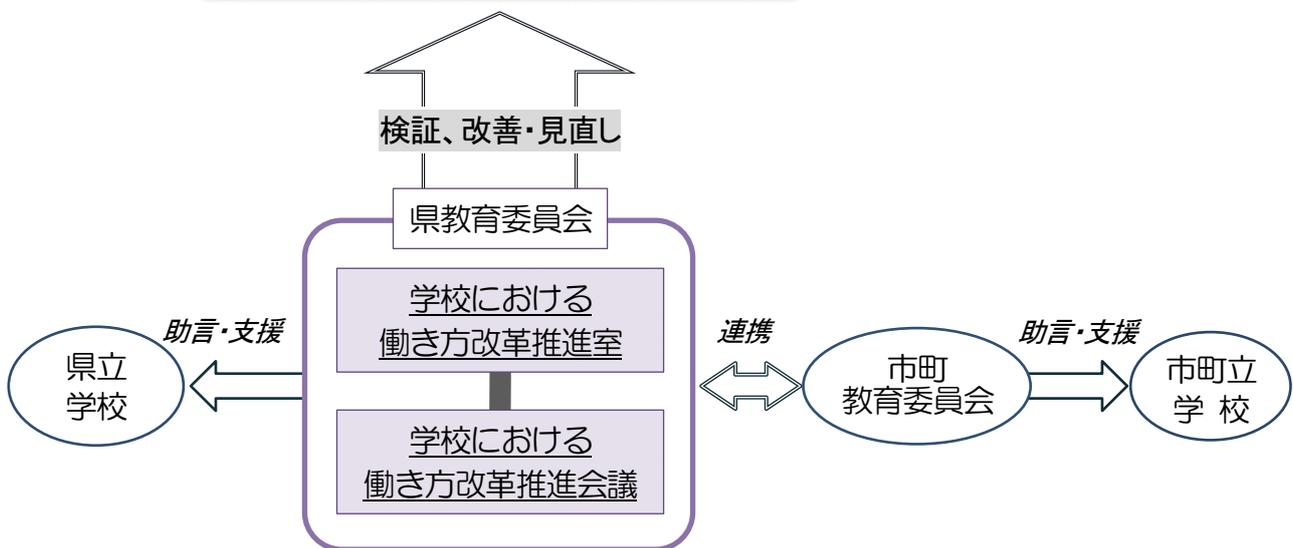
県教育委員会に設置した「学校における働き方改革推進室」において、改革に係る施策等の企画、総合調整及び必要に応じたプランの改善・見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

学校における働き方改革推進会議

- 〔構成〕 県教育委員会：理事、審議監、各課副課長、各課室関係者
市町教育委員会関係者、小・中・高等学校各校長会長 等
〔役割〕 全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証 等
〔体制〕 会議に「業務精選検討部会」「ICT活用検討部会」「業務改善推進部会」を設置

「学校における働き方改革推進会議」において、市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開します。

学校における働き方改革の推進



V 取組の柱

- 持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでのプランの3つの柱「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」を継承します。
- これまでのプランに基づく取組の状況や効果と課題を踏まえ、3つの柱の下、13の取組を設定します。
- 「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組みの活用」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進します。

共通する視点

「ICTの活用」・「コミュニティ・スクール(CS)の仕組みの活用」

3
つ
の
柱
・
13
の
取
組

柱1. 業務の見直し・効率化

学校現場における業務の精選と業務量の適正化を図るとともに、ICTの効果的な活用により、学校における業務の更なる効率化を図ります。

- ① 事業・校務等の総点検と精選
- ② 統合型校務支援システムの導入と運用
- ③ 校務におけるICTの活用促進
- ④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

柱2. 勤務体制等の改善

改革推進の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図ります。

- ⑤ 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握
- ⑥ 意識改革を図る研修の充実
- ⑦ 部活動の適正化
- ⑧ 留守番電話の活用
- ⑨ メリハリのある働き方のルール化

柱3. 学校支援人材の活用

「チームとしての学校」の実現に向け、校務や地域連携活動、部活動等を支援する外部人材の更なる活用を図ります。

- ⑩ コミュニティ・スクールの仕組みの活用
- ⑪ 学校業務支援員の配置
- ⑫ 部活動指導員の配置
- ⑬ ICT支援員の配置

VI 具体的な取組内容

柱1. 業務の見直し・効率化

① 事業・校務等の総点検と精選

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、平成18年度から各種会議や諸調査の精選・簡素化に取り組んできました。

学校における働き方改革を県教育委員会全体で進めていくために、各課・室を越えた組織として、平成30年4月に設置した「学校における働き方改革推進室」の機能を生かし、今後も引き続き全庁体制で、学校の負担軽減につながるよう事業・校務等の総点検と精選を進めていきます。

[具体的取組]

ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化

県教育委員会各課・室ごとの精選・簡素化にとどまらず、例えば「各課・室が開催する会議の一体的な開催」や「各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合」など、精選・簡素化の一層の推進を図ります。

イ 各種事業等の精選・簡素化

県教育委員会各課・室が所管する各事業について、相互の関連性や類似性を念頭に置き、各事業の総点検に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドを行うなど、精選・簡素化を着実に進めていきます。

ウ 教育関係団体等への協力依頼

学校に対しては、教育委員会からだけでなく、教育関係団体等からも多くの調査や参加・協力の依頼がなされており、これらの精選・簡素化について、協力依頼を行います。

統合型校務支援システムは、データベースを活用し、生徒の基本情報、成績処理、出欠管理、保健関係情報などを統合して管理・処理するシステムです。

これまで、各学校における校務事務では、業者に委託して構築したシステムを利用する学校が一部にある一方、多くの学校は、高いICT活用能力を有する自校の特定の教員が構築したシステムを利用している状況がありました。特に、自校において開発したシステムにおいては、運用を担う特定の教員への負担が大きいという課題や開発した教員が異動した後の運用継続に支障が出るという課題がありました。

また、学校ごとに異なるシステムを利用しているため、新たな学校に着任するたびに当該校におけるシステムの操作を習得する必要がありました。

このため、令和元年度から全県統一の統合型校務支援システムの導入を進めており、学校における校務事務に関する業務を標準化・効率化することで、教職員の業務負担の軽減、生徒に向き合う時間の確保及び指導内容の充実をめざします。

[具体的取組]

ア 導入スケジュールの前倒し

令和元年度から令和5年度にかけて、順次導入を進める計画としていましたが、この導入スケジュールを1年前倒しし、令和3年度に整備を完了させ、令和4年度から全ての県立高等学校、県立中等教育学校、県立中学校で運用を開始します。

イ システム運用に係る学校へのサポート

システム運用に係る学校からの質問等に対応するヘルプデスクを設け、円滑な運用に向けたサポートを行います。

ウ 導入対象校種の拡大

県立特別支援学校及び市町立小中学校への統合型校務支援システムの導入を検討します。

柱1. 業務の見直し・効率化

③ 校務におけるICTの活用促進

視点 ICT

本県では、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大状況を踏まえ、コロナ禍においても児童生徒の学びを止めないために、当初の整備計画を前倒しし、令和2年度中に県内の全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。

また、県立学校においては、教職員に対しても指導者用のタブレット端末を配備し、授業での活用はもちろん、校務においてもクラウドサービスが利用できる環境を整えています。

県教育委員会では、タブレット端末をはじめとしたICT環境を児童生徒に向けた教育活動のみならず、教職員の校務においても効果的に活用することで、業務の効率化につなげていきます。

[具体的取組]

ア ICT機器等を活用した教職員の業務の効率化

- 学習指導に係る業務（授業、授業準備、課題作成、課題配付、採点等）へのICTの積極的な活用を推進します。
 - ・デジタル教材やアプリケーション等を活用した授業準備・教材研究の効率化
 - ・クラウドサービスのアンケート機能等を利用した確認テスト（小テスト）や授業評価の実施、採点・集計の実施
 - Web会議システム等を活用した会議や研修会を実施します。
 - 職員会議等でのペーパーレス化を推進します。
 - 学校から家庭に配布する文書やアンケート等の電子化を推進します。
- ※ クラウドサービスを利用した保護者へのアンケート調査と結果集計の実施

イ 教職員のICT活用能力向上に向けた支援

- 学校におけるICT機器等の活用促進や教職員のICT活用能力向上に向けたサポート体制を充実させ、教職員の業務の効率化につなげます。
 - ・独立行政法人教職員機構（NITS）山口大学センターと連携した「ICT活用推進リーダー養成研修」の実施
 - ・やまぐち総合教育支援センターの「サテライト研修」の仕組みを活用し、県内各エリアでのICT活用に関する研修会を開催
 - ・令和2年度に、やまぐち総合教育支援センターが新たに開設したウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ（通称YAMA-LABO）」において、教職員がICTを授業や校務で効果的に活用するために必要な資料や情報（各種アプリケーションの基本的な操作方法の解説、活用事例の紹介、新たな活用方法の提案 等）を発信

柱1. 業務の見直し・効率化

④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月）において整理された「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の考え方を踏まえ、学校・教師が担う業務について、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、保護者・地域や関係機関・団体等の理解・協力を得ながら役割分担の検討を進めていきます。

[具体的取組]

ア 学校・教師が担う業務の役割分担等の検討

下記①～⑧の業務について、「学校における働き方改革推進会議」において、保護者・地域、関係機関・団体等との連携の在り方を含め、各業務の役割分担・適正化等の検討を行います。

【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ① 調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ② 児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③ 校内清掃に係る対応に関すること
- ④ 部活動に係る対応に関すること

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤ 登下校への対応に関すること
- ⑥ 学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦ 学校徴収金（学校給食費等）の徴収・管理に関すること
- ⑧ 地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働活動推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）

※「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（文部科学省 R2.7）を基に作成

イ 学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進

視点 CS

学校運営協議会やPTA会合等において、学校・保護者・地域が、めざす学校像と現状課題とを共有し、それぞれの立場からその解決に向けた動きづくりについて合意形成する「熟議」を促進し、保護者・地域への理解を促進します。

ウ 新たな役割分担等に沿った業務の推進

視点 CS

保護者・地域、関係機関・団体等との連携が必要であると判断された業務については、新たな役割分担に基づいた業務の推進に向け、対応可能なものから保護者・地域等との連携・協働体制の構築を図っていきます。

教師の業務と判断されたものについても、その負担軽減について必要な取組を推進します。

学校における働き方改革を推進する上で、勤務時間の適正な把握は、取組推進の根本となります。

ICカードで出退勤時刻を記録し、それを集計するシステムから得られた客観的なデータで教員の勤務時間の実態を常に正確に把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を検証し、県教育委員会として講ずるべき手立ての検討に生かしていきます。

[具体的取組]

ア ICカードを利用した勤務時間管理システムの整備・活用

プランに基づき、平成30年度に全ての県立学校にICカードにより出退勤時刻を把握するシステムを導入し、客観的な勤務時間の把握を開始しました。

その後、令和2年度までの運用の課題を踏まえた上で、「時間外在校等時間」を把握することができる新たなシステムを構築し、令和3年度から全ての県立学校において運用を開始しました。

学校からの意見等を踏まえながら、学校・教員にとって使いやすいシステムとなるよう、適宜改修を加えていきます。

イ 時間外在校等時間の状況の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のPDCAサイクル

- 各教員がシステムにより自身の時間外在校等時間の状況を把握し、自分の働き方の現状や推移等を認識することで、気づきを促し意識改革へとつなげていきます。
- 県教育委員会が、各学校のシステムにより集計した所属教員の時間外在校等時間のデータを集約し、全県的な状況を把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を踏まえた講ずるべき手立てを検討していきます。

ウ 市町教育委員会への働きかけ

ICカードやタイムカード等による客観的な勤務時間管理が導入されていない市町に対しては、県立学校での導入・活用等の情報を伝え、早期の導入を働きかけていきます。

柱2. 勤務体制等の改善

⑥ 意識改革を図る研修の充実

学校における働き方改革を進めるためには、業務の見直し等と併せて、教職員自身の働き方も勤務時間を意識したものに変わっていく必要があります。引き続き、教職員の「働き方」についての意識改革を進めていくため、市町教育委員会、やまぐち総合教育支援センターと連携を図り、研修の充実に取り組みます。

[具体的取組]

ア 学校における働き方改革に係る研修の充実

教職員一人ひとりが働き方を変えていく意識を強くもつことが重要なため、「チームとしての学校」の実現、タイムマネジメントの意識化、ワーク・ライフ・バランスの推進等についての研修会を開催します。

研修を受講した管理職や中堅教職員等が、各学校の中心となって働き方改革を推進します。

イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実

やまぐち総合教育支援センターが開催する、各研修に「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込み、勤務時間を意識した働き方を推進します。

【参考】やまぐち総合教育支援センターが令和3年度に開催する研修講座 ～「学校における働き方改革」を取り上げる研修講座～

区分	対 象	研修講座名
基本研修 (悉皆研修)	管理職	新任校長研修、新任教頭・部主事研修、新任事務長課程研修
	教諭	初任者研修、6年次研修、中堅教諭資質向上研修
	養護教諭	新規採用者研修、6年次研修、中堅養護教諭資質向上研修
	栄養教諭	中堅栄養教諭等資質向上研修
	実習助手	新規採用者研修
	寄宿舎指導員	新規採用者研修、中堅寄宿舎指導員資質向上研修
	事務職員	事務主任課程研修、主査課程研修
専門研修 (希望研修)	教職員 ※14～16年次の者 ※10年次以上の者	「学校における働き方改革」研修

柱2. 勤務体制等の改善

⑦ 部活動の適正化

県教育委員会では、部活動の休養日や活動時間の設定等を盛り込んだ県の「運動部活動の在り方に関する方針（平成31年3月）」及び「文化部活動の在り方に関する方針（令和元年8月）」を策定（以下、「県部活動方針」という。）し、部活動運営の体制整備や部活動に係る教員の負担軽減に向けた取組を進めてきました。

今後は、県部活動方針及び市町教育委員会の部活動方針（以下、「市町部活動方針」という。）に則り、各学校で策定された部活動方針（以下、「学校部活動方針」という。）に基づく活動の徹底を図るとともに、国が示す休日の部活動の段階的な地域移行に向けた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方向性を踏まえ、国と連携し、その実現に向けた実践研究に取り組むこと等により、生徒にとって望ましい部活動環境の構築や教員の負担軽減につながるよう、部活動の適正化を図ります。

[具体的取組]

ア 部活動（運動部・文化部）の活動方針に基づく活動の徹底

教育委員会において、各学校における部活動の実施状況を把握し、活動時間や休養日等が、県部活動方針や市町部活動方針、学校部活動方針に沿って遵守されているかを点検するとともに、必要に応じて指導及び助言を行います。

また、各学校においては、毎年度、学校部活動方針の見直しを行い、その方針や年間・月間活動計画を学校ホームページ等で公表するなどの取組により、部活動の適正化を図ります。

イ 部活動運営のための新たな体制整備の検討（地域部活動の検討）

～ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 ～

国（スポーツ庁・文化庁）が推進する中学校における休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に取り組むため、公立中学校において実践研究を実施します。

また、県内関係機関や企業・団体等で構成する協議会において、実践研究校による成果や課題等を検証・改善することにより、学校と地域が融合した部活動運営の新たな体制整備の検討を進めます。

※ 部活動指導員の配置については「柱3. ⑫」で説明

ウ 外部団体等と連携した取組の推進

学校体育・文化団体等と連携・協力し、生徒や部顧問に過度な負担とならないよう、大会やコンクール等の見直しを主催者に要請するとともに、各学校に対し、出場する大会等の精選を促します。

また、今後、国において研究が進む他校との合同部活動やICTを活用した指導、地方大会等の在り方の整理等の動向を注視し、学校体育・文化団体等との連携により、本県における合理的で効率的な部活動の推進に取り組みます。

なお、運動部活動においては、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など）の積極的な活用を推進します。

柱2. 勤務体制等の改善

⑧ 留守番電話の活用

県立学校においてはプランに基づき、平成30年度に「留守番電話」と緊急時の連絡手段確保のための「緊急用携帯電話」を整備しました。

整備した留守番電話を活用することで、緊急時を除き、教職員の時間外の電話対応の負担を軽減していきます。

[具体的取組]

ア 時間外の留守番電話対応

平日の勤務時間外や土曜日・日曜日の保護者や外部からの電話による問い合わせ等は、緊急時を除き、整備した留守番電話による対応とします。

なお、留守番電話による対応時間は、各学校の実態に応じて勤務時間外に設定します。

イ 保護者・地域への理解促進

視点 CS

保護者や地域の期待に応えるという使命感に基づく「子どものためであれば、どんな長時間勤務（休日返上）もよしとする。」という働き方により、教師が疲弊しては、結局は子どものためにならないということを保護者に理解していただくことが重要です。

自校の教職員の働き方の現状について、学校運営協議会やPTA会合等での共有を促進するとともに、時間外における留守番電話対応への理解と協力を、保護者や地域に発信していきます。

ウ 市町教育委員会への情報提供

留守番電話が導入されていない市町に対しては、県立学校での導入・運用等の情報を提供します。

柱2. 勤務体制等の改善

⑨ メリハリのある働き方のルール化

現在、各学校においては、業務改善の推進に向けた具体的な取組として、学校ごとに「最終退校時刻」や「ノー残業デー」等を設定しています。引き続き、市町教育委員会と連携し、勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇等の取得促進などの観点から、「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」等の設定を、全県的に推進していきます。

[具体的取組]

ア 時差出勤の設定（平成29年度から本格実施）

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施しています。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分または1時間、早く、または遅くすることができます。

イ 最終退校時刻の設定（令和元年度から本格実施）

教員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めていくため、各学校において「最終退校時刻」を設定しています（季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じた取組を進めます。）。

ウ ノー残業デーの設定（令和元年度から本格実施）

学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校するようにしています。部活動休養日と同一日での実施や、中学校区単位で小・中学校が連携して実施するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

エ 学校閉庁日の設定（令和元年度から本格実施）

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校では夏季休業中に3日間、学校閉庁日を設定しています。閉庁期間中は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行いません。

オ 国の法改正を踏まえた規定の整備

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定や「休日のまとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制の活用について定められ、その後、指針等が策定されました。これを受けて県教育委員会では、教職員の勤務時間に関する規定の整備を行いました。

○ 時間外在校等時間の上限に関する方針

条例及び教育委員会規則を改正し、令和2年度から教育職員の時間外在校等時間について、「月45時間以内、年360時間以内」となるよう業務量の適切な管理を行うこととしました。

○ 「休日のまとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制

令和3年4月1日の国の法の施行に合わせて、本制度が適用可能となるよう、関係条例等の改正を行いました。

学校における働き方改革を加速化するには、これまでに掲げた取組を着実に実施するとともに、本県が推進する「山口県の地域連携教育」による学校・家庭・地域が連携・協働する取組を充実していくことが大切です。このため、全県で導入が完了したコミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校運営・学校教育の質の向上を図ることで、学校における働き方改革を推進します。

[具体的取組]

ア 多様な人々による熟議・協働活動の促進

- 子どもたちをめぐる現状や課題、県内の好事例等に関する情報や「熟議」のノウハウ等を提供する「熟議」サポート事業による支援を行います。
- 地域連携教育エキスパートを派遣し、県立学校及び市町教育委員会におけるコミュニティ・スクールの取組（学校運営における課題解決）への助言・支援等を行います。
- 放課後等における多様なプログラムや地域未来塾など、地域ぐるみの教育活動を推進します。

イ 人材（コーディネーター）の養成及び活躍の場の創出

- コーディネーターとして必要な知識・技能を身に付ける「地域協育ネットコーディネーター養成講座」（年7回）や、さらに高いスキルを身に付ける「地域協育ネットコーディネーターステップアップ講座」（年4回）の受講促進及び人材の養成を図ります。
- 講座の修了者には、各地域における講座のサポート等を依頼して、市町教育委員会と連携して活躍の場を創出します。
- すでに、学校間の連携や地域の支援者との連絡調整等を行うコーディネーター等の立場にある方には、市町教育委員会と連携して、法に位置付けられた「地域学校協働活動推進員」への委嘱を促進します。

柱3. 学校支援人材の活用

⑪ 学校業務支援員の配置

県教育委員会では、平成29年度にモデル地域において、学校の事務的業務を補助する業務アシスタントの活用に係る実践研究に取り組みました。その成果や国の動向等を踏まえ、教員の長時間勤務を改善するため、平成30年度から小・中学校に学校業務支援員を配置する市町を支援しています。

[具体的取組]

ア 学校業務支援員の配置・支援

長時間勤務の実態が認められる小・中学校に、学校業務支援員を配置する市町に対し、必要な支援を行います。

<学校業務支援員の業務内容>

- 印刷等業務
学習プリント、学年・学級だより、会議資料、各種連絡文書の印刷・仕分け 等
- 学習・学級事務業務
提出物の点検、集金・会計の補助、各種作品掲示、教材・教具の準備・片付け 等
- 集計・データ入力等業務
各種データ入力・集計、学習関係のデータ処理、各種資料・簿冊整理 等
- 校務分掌等業務
学校行事等補助、進路事務、保健室業務 等

※ 市町教育委員会は域内の学校業務支援員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外業務時間の削減状況等を基に、配置・活用について検証します。

イ 市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、学校業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、市町教育委員会へ情報提供するなど、学校業務支援員の有効的な活用の促進を図ります。

柱3. 学校支援人材の活用

⑫ 部活動指導員の配置

技術指導が困難な運動部活動等に対し、専門的な指導や、大会への引率等を行うことなどを職務とする「部活動指導員」を計画的に配置することにより、部活動の指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担を軽減します。

[具体的取組]

ア 部活動指導員の配置・支援

県部活動方針を遵守し、部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。また、部活動指導員を配置する市町に対し、必要な支援を行います。

＜部活動指導員の業務内容（校長の管理下）＞

- 専門的技術指導
- 大会等の生徒引率
- 該当部活動の担当教員との連絡・調整 等

※ 県及び市町教育委員会は、域内の部活動指導員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外在校等時間の削減状況等を基に、取組の検証を行います。また、部活動指導員の効果的な活用事例等を取りまとめ、活用の促進を図ります。

イ 部活動指導員の人材確保・育成

地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置促進を着実に進めるとともに、部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進を図ります。

ウ 学校体育・文化団体等への要請

部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育・文化団体等の引率規程の改正を要請します。

本県では、全国に先駆け、令和2年度中に全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備するとともに、県立学校の教員にも指導者用のタブレット端末を整備しました。また、これに併せて、全ての県立学校の普通教室及び一部特別教室等に無線LAN環境や大型提示装置を整備しました。

こうしたICT環境を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げるために、令和3年度から「やまぐちスマートスクール構想」をスタートさせました。

ICTの効果を最大限に生かした教育活動に取り組んでいくためには、教員各自のICT活用指導力の向上が必要です。しかし、急速に進んだICT整備に伴う教育環境の劇的な変化に教員が対応するためには、ICT機器導入初期の段階での支援と、運用を開始してからの日常的な支援が必要です。

このため、県教育委員会はICT支援員の配置を行い、教員に対するこれらの支援をすることで教員の負担を軽減します。

[具体的取組]

ア ICT支援員の配置と派遣

ICT支援員を定期的に学校に派遣し、教員の日常的なICT活用をサポートすることで教員の負担を軽減します。

イ ヘルプデスクの設置

ICT支援員不在時の対応や、高度な技術的な問い合わせへの対応を可能にするため、ヘルプデスクを設置し、電話やオンライン等で教員を支援します。

< ICT支援員・ヘルプデスクの業務例 >

- ICT機器（タブレット端末、校内ネットワーク、大型提示装置 等）の諸設定
- ICT機器のトラブルへの対応
- 生徒・教員のアカウント管理（付与・削除・更新 等）
- クラウドサービス等を利用した学習活動の実施に向けた支援 等

VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

1 県教育委員会

- 本プランに基づく各種取組を積極的に展開し、県立学校における働き方改革を推進します。
- 県立学校における働き方改革が、広く県下の市町立小・中学校においても取り組まれるよう、市町教育委員会に対して、本プランに基づく取組やその成果を積極的に情報提供するとともに、必要な支援を行います。
- 学校における働き方改革に係る全国や県内の好事例を全県に普及させるとともに、本プランの改善・見直しに反映させ、改革の実効性を高めていきます。

2 市町教育委員会

- 本プランに基づく県教育委員会や他の市町教育委員会の取組等を参考としながら、管内の各小・中学校における働き方改革に向けた主体的な取組を展開します。

3 学校

- 本プランの趣旨を踏まえ、教育委員会から助言・支援を受けながら、全教職員の共通理解の下、各学校の実情に応じた働き方改革の着実な推進を図ります。
- 学校評価に働き方改革（業務改善）の項目を明確に位置付け、外部からの助言・評価を踏まえ、取組の改善・充実を図ります。